**ＦＡＱ**

**目次**

Ｑ.１ 医療機関物価高騰対策支援給付金の目的は。

Ｑ.２ 給付金の内容及び支給額は。

Ｑ.３　一般電力を対象外とした理由

Ｑ.４　LPガスだけを支援対象対とした理由

Ｑ.５　支給金額の算定に用いる病床数は許可病床数か。休床中の病床も算定に含まれるか。

Ｑ.６　給付金の支給対象医療機関は。

Ｑ.７　昨年度支援対象であった無床診療所，歯科診療所，施術所が対象外となっている理由は。

Ｑ.８　休止中の事業所は，支給対象機関に含まれるか。

Ｑ.９　支給対象外となるのはどのようなケースか。

Ｑ.10　事業実施案内が届いたが，支給対象になったということか。

Ｑ.11　給付金の支給方法は。

Ｑ.12　申請に必要な書類は。

Ｑ.13　届出等の受付期間はいつまでか。また，給付金の支給はいつか。

Ｑ.14 （3）食材費高騰に対する支援　の支給要件を満たしているにもかかわらず，給付金が振り込まれない場合はどうすれば良いか。

Ｑ.15　同様の趣旨の給付金を他団体（国，市町等）から受けている，又は受ける予定があるが，この給付金を受給することはできるか。

Ｑ.16　本給付金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

Ｑ.17　支給された給付金の用途制限は。

Ｑ.18　給付金の申立て等について，電話がかかってくることはあるのか。

Ｑ.19　申請期限を過ぎた場合は，本給付金を受給できないのか。

（以下R5.8.22追加）

Ｑ.20　別記第1号様式，別記第2号様式の「発行責任者職」「担当者」の欄には

それぞれ誰の名前を記入すればよいか。

Ｑ.21　自院の電力契約が特別高圧電力であるか分からない。どのように確認すればよいか。

Ｑ.22　LPガス使用施設への支援への申請に係る添付書類には，どのような書類を添付すれば良いか

給付金の概要について

Ｑ.１ 医療機関物価高騰対策支援給付金の目的は。

光熱費や食事提供に必要な食材費の高騰等により，国が定める公定価格等により経営を行う病院，診療所に大きな影響が生じ，厳しい経営を強いられていることから，患者等に安心・安全で質の高いサービスを提供できるよう，光熱費等の価格高騰分の一部を支援するために給付金を支給するものです。

Ｑ.２ 給付金の内容及び支給額は。

（1）特別高圧電力受電施設への支援

特別高圧電力で受電する病院・有床診療所（令和5年1月以降に特別高圧での受電の実績があるもの）に対し，使用電力（見込み）に応じた給付を行う

【支給単価】

使用電力○kWh（R5.1～R5.9実績見込）× 1.8円

（2）LPガス使用施設への支援

LPガスを使用する病院・有床診療所（令和5年1月以降にLPガスの使用実績があるもの。）に対し，病床規模に応じた給付を行います

【支給単価】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 病床数 | 1-19 | 20-50 | 51-100 | 101-200 | 201-300 | 301以上 |
| 単価 | 4万5千円 | 12万円 | 24万5千円 | 49万5千円 | 74万5千円 | 99万5千円 |

（3）食材費高騰に対する支援

入院患者への食事提供を行う病院・有床診療所（令和4年12月から令和5年5月の間に入院時食事療養費の支払い対象となった診療を行っているもの）に対し，病床数に応じた給付を行います

【支給単価】

 病床数　×　13千円

Ｑ.３　一般電力を対象外とした理由は。

国が物価高騰対策として，令和５年１月から家庭・企業に対し，電力（低圧・高圧）・都市ガス利用料を軽減する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施しており，当該事業により，特別高圧以外の電力はすでに支援の対象となっているため，県での支援の対象外としています。

（参考）[電気・ガス価格激変緩和対策事業（経済産業省資源エネルギー庁）](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/)

Ｑ.４　LPガスだけを支援対象対とした理由は。

国が物価高騰対策として，令和５年１月から家庭・企業に対し，電力（低圧・高圧）・都市ガス利用料を軽減する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施しており，当該事業により，都市ガスはすでに支援の対象となっていますが，LPガスが支援対象外となっているため支援対象とするものです。

（参考）[電気・ガス価格激変緩和対策事業（経済産業省資源エネルギー庁）](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/)

Ｑ.５ 支給金額の算定に用いる病床数は許可病床数か。休床中の病床も算定に含まれるか。

支援金額の算定に用いる病床数は，九州厚生局のホームページ「コード内容別医療機関一覧表（指定一覧）」の令和５年６月１日現在で鹿児島事務所に掲載されている病床数を使用します。

また，九州厚生局鹿児島事務所に対して，医療機関が休床の届出を提出している病床は，対象となりません。

支給対象について

Ｑ.６ 給付金の支給対象医療機関は。

支援内容により，対象機関の要件が異なります。

（1）特別高圧電力受電施設への支援

令和５年６月１日現在で開設許可を得ており，令和４年12月から令和５年５月までに診療報酬の支払対象となった診療を行っている鹿児島県内に所在する医療機関のうち，令和５年１月以降に特別高圧での受電の実績があるもの。

（2）LPガス使用施設への支援

令和５年６月１日現在で開設許可を得ており，令和４年12月から令和５年５月までに診療報酬の支払対象となった診療を行っている鹿児島県内に所在する病院・有床診療所のうち，令和５年１月以降にLPガスの使用実績があるもの。

ただし，病院・有床診療所のうち，対象期間中に入院患者の受け入れを行っておらず，実態として無床診療所と同様と見なされる場合には，本給付金の支給対象外となります。

（3）食材費高騰に対する支援

令和５年６月１日現在で開設許可を得ており，令和４年12月から令和５年５月までに診療報酬の支払対象となった診療を行っている鹿児島県内に所在する病院・有床診療所のうち，令和４年12月から令和５年５月の間に入院時食事療養費の支払い対象となった診療を行っているもの。

Ｑ.７　昨年度支援対象であった無床診療所，歯科診療所，施術所が対象外となっている理由は。

特別高圧電力は，施設規模の観点から，大規模病院のみが対象になることを想定しています。

LPガスについては，給食施設での使用，医療器具の洗浄等を主な用途と想定しており，病床を有せず，（病床を有しないことから食事提供を要しない），手術器具等の洗浄等を行う可能性が低い無床診療所等は対象外としています。

Ｑ.８　休止中の事業所は，支給対象機関に含まれるか。

令和５年６月１日時点で休止中の機関は対象となりません。

Ｑ.９　支給対象外となるのはどのようなケースか。

・　地方自治体が設置した機関については，本給付金の支給対象にはなりません。

・　病院・有床診療所のうち，対象期間中に入院患者の受け入れを行っておらず，実態として無床診療所と同様と見なされる場合には，本給付金の支給対象外となります。

Ｑ.10　事業実施案内が届いたが，支給対象になったということか。

令和５年７月４日付で発出しました「令和５年度鹿児島県医療機関物価高騰対策支援事業の実施について」は，県で把握している県内すべての病院，有床診療所（市町村立を除く）を対象に送付しており，文書を受領した医療機関であっても支給要件に該当しない場合がございます。

各医療機関において支給要件を確認のうえ，該当する場合は申請書の御提出をお願いします。

支給手続きについて

Ｑ.11　給付金の支給方法は。

・　（1）特別高圧電力受電施設への支援　については，県から直接振込をさせていただきます。該当医療機関に対しては振込口座について別途確認をさせていただくことがございますので，ご了承ください。

* （2）LPガス使用施設への支援　および（3）食材費高騰に対する支援　については，給付金支払い業務を委託している鹿児島県国民健康保険団体連合会を通し，診療報酬等の振込用に同連合会に登録されている口座に振込ませていただきます。

Ｑ.12　申請に必要な書類は。

（1）特別高圧電力受電施設への支援

ア　申請書（別記第１号様式）

イ　特別高圧での受電を確認できる書類（特別高圧電力受電契約書の写し等）

ウ　令和４年１月から令和５年６月までの機関の電力使用量が確認できる書

　　類（特別高圧電力使用料請求書の写し等　該当期間全て）

（2）LPガス使用施設への支援

ア　申請書（別記第２号様式）

イ　令和５年１月以降のLPガスの使用を証する書類（LPガス使用料請求書の写し等　令和５年１月以降の１カ月分のみで可）

（3）食材費高騰に対する支援

県において入院時食事療養費の支払実績情報に基づき対象施設の要件に該当する施設を抽出の上，給付金を振り込みますので，書類の提出は不要です。

Ｑ.13　届出等の受付期間はいつまでか。また，給付金の支給はいつか。

申請書類は９月４日（月）までにメールもしくは郵送にて御提出ください。

給付金は９月下旬にＱ．11の方法により振込み予定です。

Ｑ.14 （3）食材費高騰に対する支援　の支給要件を満たしているにもかかわらず，給付金が振り込まれない場合はどうすれば良いか。

支給要件を満たしているかを確認いたしますので，まずは電話もしくはメールにて御連絡ください。要件を満たすことが確認できた場合，支給対象機関申立書（実施要綱第２号様式）提出いただきますが，詳細については個別にご案内させていただきます。

その他

Ｑ.15　同様の趣旨の給付金を他団体（国，市町等）から受けている，又は受ける予定があるが，この給付金を受給することはできるか。

他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず，本給付金を受給することが可能です。ただし，本給付金を受給した場合に他の給付金を受けることができるか否かは，他の給付金の支給要件を御確認ください。

Ｑ.16　本給付金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この給付金は，税務上，益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので，詳細については税務署に御確認ください。

Ｑ.17　支給された給付金の用途制限は。

給付金は，Ｑ.１のとおり医療機関の負担を軽減するために支給するものですので，各機関等の運営に当たり，自由に御活用ください。なお，実績の報告等も不要です。

Ｑ.18　給付金の申立て等について，電話がかかってくることはあるのか。

申請書類に不備があった場合や支給に当たり確認が必要な事項がある場合に，以下の番号より御連絡させていただく場合がございます。

物価高騰対策支援事業受付・審査担当：099-286-2707

Ｑ.19　申請期限を過ぎた場合は，本給付金を受給できないのか。

期限後の申請は，原則として受け付けません。都合により申請が遅れる場合は，事前にご連絡ください。

Ｑ.20　別記第1号様式，別記第2号様式の「発行責任者職」「担当者」の欄には

それぞれ誰の名前を記入すればよいか。

「発行責任者」の欄には、請求書を発行する権限を有する役職員の氏名をご記入ください（理事長，院長等）。

「担当者」の欄には、申請内容に関する問合せ等に御対応いただける，本申請事務の御担当者の氏名をご記入ください。

Ｑ.21　自院の電力契約が特別高圧電力であるか分からない。どのように確認すればよいか。

特別高圧電力は，標準供給条件において20,000ボルト(20kV)以上（契約電力2,000キロワット以上）の電圧をいいます。

（供給電圧が6,000ボルト（あるいは6,600ボルト）の場合は，高圧電力扱いとなり，本給付金の対象とはなりません。）

電力契約内容をご確認の上，不明な場合は電力会社にご確認をお願いいたします。

Ｑ.22　LPガス使用施設への支援への申請に係る添付書類には，どのような書類を添付すれば良いか

令和5年1月以降の請求書(検針票)のうち一ヶ月分ご用意ください。

なお，請求書(検針票)に契約事業者名，あるいはLPガスである旨が明記されていない場合，LPガス，都市ガスいずれに係るものか判断できないケースがございますので，併せて契約書等のコピー（LPガスである旨が確認できる部分のみで可）を添付ください。